

各経済産業局に委任された事務の 実績に係る定期報告

(趣旨)

電気事業法に基づく電気の特定供給の許可、及びガス事業法に基づくガス事業の許認可等のうち、経済産業大臣より各経済産業局長に権限委任されているものの一部については、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対する意見聴取への回答に係る事務も委員会委員長から経済産業局長へ事務委任している。当該事務については、経済産業局は随時案件を委員会事務局に報告し、委員会事務局は定期的に当該許可等の実績を委員会で報告することとしているため、2018年7月から12月までの実績について、今般その定期報告をさせていただく。

1. 電気に係る回答件数

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
特定供給の許可【法第27条の31第1項】	4	5	1	1	1	1	13	19

2. ガスに係る回答件数 (※)

(1) ガス小売事業の登録関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
ガス小売事業者の登録【法第3条】	0	0	2	0	1	1	4	2
ガス小売事業の変更登録【法第7条第1項】	2	3	1	7	4	0	17	24

(2) ガス小売事業の経過措置に係る指定旧供給区域等の指定関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
指定旧供給区域等の変更の許可【3弾法附則第23条第1項】	0	0	1	0	1	0	2	0
指定旧供給地点の指定解除【3弾法附則第28条第2項】	3 (7)	1 (2)	0	7 (64)	0	0	11 (73)	14 (42)
指定旧供給地点の変更の許可【3弾法附則第29条第1項】	5	9	5	12	8	5	44	72

(※) 括弧内の数字は、複数件の申請・対象事業者に関し1件の回答を行っている場合を複数件として数えたものである。

(3) ガス小売事業（経過措置対象）の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
指定旧供給地点小売供給の譲渡の認可 【3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第1項】	0	0	0	0	0	1	1	2
旧簡易ガスみなしガス小売事業者たる法人の合併の認可 【3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第10条第2項】	0	0	3	0	0	0	3	3
指定旧供給地点小売供給の廃止の許可 【3弾法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の7第1項が準用する第13条第1項】	0	2	0	0	0	1	3	5

(4) ガス小売事業の経過措置に係る小売供給約款・供給条件関係

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可 【3弾法附則第30条第1項】	3	4	2	1	4	1	15	16
特別供給条件の認可 【法附則第28条第4項、旧ガス事業法第37条の6の3ただし書】	1	0	0	0	0	0	1	0

(5) 小売ガス料金（経過措置対象）の事後評価

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	合計 (前回)
原価算定期間又は原資算入期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価	0	0	0	0	1 (1)	1 (4)	2 (5)	—

(6) 一般ガス導管事業に係る事業の許可・取消し・変更関係

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	合計 (前回)
供給区域等の変更許可 【法第 40 条第 1 項】	7	8	4	1 4	1 4	4	5 1	4 2
事業譲渡譲受の認可 【法第 42 条第 1 項】	0	0	1	0	0	0	1	0
法人の合併の認可 【法第 42 条第 2 項】	0	1	0	0	0	0	1	0

(7) 託送供給約款関係

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	合計 (前回)
託送供給約款の特例認可【法第 48 条第 3 項ただし書】	1	0	0	0	1	0	2	0

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合計	合計 (前回)
北海道経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	0
東北経済産業局	0	2	0	0	0	0	2	2
関東経済産業局	1	1	0	1	0	1	4	3
中部経済産業局	1	0	0	0	0	0	1	3
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	0	0	1	0	0	0	1	0
近畿経済産業局	0	1	0	0	1	0	2	2
中国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	4
四国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0	0
九州経済産業局	2	1	0	0	0	0	3	5
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計	合 計 (前回)
北海道経済産業局	0	0	3	0	0	0	3	4
東北経済産業局	0	1	0	5	1	1	8	6
関東経済産業局	1 2	1 7	8	1 6	1 8	9	8 0	100
中部経済産業局	3	1	4	8	3	2	2 1	1 3
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	0	0	0	0	0	0	0	2
近畿経済産業局	1	6	1	1	2	1	1 4	2 0
中国経済産業局	1	0	0	1	3	1	6	1 4
四国経済産業局	2	0	0	1	0	0	3	1 0
九州経済産業局	3	3	1	7	3	0	1 7	2 1
内閣府沖縄総合事務局	0	2	0	2	2	0	6	8

4. 傾向

- ・電気の特設供給の許可については、19件から13件に減少。
- ・また、ガス事業法附則第28条第2項に基づく指定旧供給地点の指定解除を行った事業者数(2.(3)括弧内に表記)は42から73へ増加。

なお、上記委任事務について、事業者からの苦情は本省及び地方局に対して特段寄せられていません。

(参考) 前回報告

1. 電気に係る回答件数

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
特定供給の許可 【第 27 条の 31 第 1 項】	2	6	2	1	6	2	1 9

2. ガスに係る回答件数 (※)

(1) 小売事業の登録関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
ガス小売事業者の登録 【法第 3 条】	0	1	0	1	0	0	2
ガス小売事業の変更登録 【法第 7 条第 1 項】	3	3	6	3	3	6	2 4

(2) 小売供給約款・供給条件関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可【附則第 30 条第 1 項】	3	3	6	1	1	2	1 6

(3) 指定旧供給区域等の指定関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
指定旧供給地点の指定解除 【附則第 28 条第 2 項】	4	3	0	7	0	0	1 4
指定旧供給地点の変更の許可 【附則第 29 条第 1 項】	1 8	3	1 9	1 1	1 2	9	7 2

(4) 託送供給約款関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
託送供給約款の制定不要承認【法第 48 条第 1 項ただし書】	0	4 (7)	6 (6 5)	0	0	0	1 0 (7 2)
託送供給約款の変更認可【法第 48 条第 2 項】	0	0	0	0	1	0	1
託送供給約款の特例認可【法第 48 条第 3 項ただし書】	0	0	1	0	0	0	1
特定ガス託送供給約款の制定不要承認【法第 76 条第 1 項ただし書】	0	2	4 (9)	0	0	0	6 (1 1)

(5) 事業の許可・取消し・変更関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
供給区域等の変更許可 【法第 40 条第 1 項】	4	3	6	7	1 1	1 1	4 2

(6) 事業の譲渡・譲受・合併・休廃止関係

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
指定旧供給地点小売供給の譲渡の認可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 10 条第 1 項】	0	0	0	0	0	2	2
旧簡易ガスみなしガス小売事業者たる法人の合併の認可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 10 条第 2 項】	0	0	3	0	0	0	3
指定旧供給地点小売供給の廃止の許可 【旧ガス事業法第 37 条の 7 第 1 項が準用する第 13 条第 1 項】	0	1	2	0	1	1	5

3. 各局の回答件数

(1) 電気

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
北海道経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
東北経済産業局	0	1	0	1	0	0	2
関東経済産業局	0	1	0	0	1	1	3
中部経済産業局	0	0	0	0	2	1	3
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局	0	0	0	0	0	0	0
近畿経済産業局	0	1	0	0	1	0	2
中国経済産業局	0	1	2	0	1	0	4
四国経済産業局	0	0	0	0	0	0	0
九州経済産業局	2	2	0	0	1	0	5
内閣府沖縄総合事務局	0	0	0	0	0	0	0

(2) ガス

	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合 計
北海道経済産業局	0	2	1	0	1	0	4
東北経済産業局	1	0	2	3	0	0	6
関東経済産業局	1 7	6	2 5	1 4	1 6	2 2	100
中部経済産業局	1	4	3	2	2	1	1 3
中部経済産業局電力・ ガス事業北陸支局	0	1	1	0	0	0	2
近畿経済産業局	6	3	8	1	1	1	2 0
中国経済産業局	4	3	4	2	0	1	1 4
四国経済産業局	1	1	0	1	5	2	1 0
九州経済産業局	2	3	6	5	4	1	2 1
内閣府沖縄総合事務局	0	0	3	2	0	3	8